

火葬技術管理士の講習及び認定規程

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

1 趣旨

火葬場の規模の拡大、技術の高度化及び火葬技術管理士の認定数の増加にかんがみ、これまで通信教育として行われていた火葬技術管理者通信教育(1級、2級)に加え、新たにより上級の資格制度として、総括火葬技術管理士の講習会を開催し、幅広い知見を習得し、高度化し、大規模化する火葬場の適切な管理に対応する管理技術者の養成を図ることとし、併せて、技術者の養成と資格付与に関する規程を定め、その適正化を図ることを目的とする。

2 火葬技術管理士養成の実施主体

火葬管理技術士の養成は、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会(以下、「協会」という。)が実施する。

3 火葬技術管理士の種類

火葬技術管理士の種類は、次のとおりとする。

- (1) 総括火葬技術管理士
- (2) 火葬技術管理士1級
- (3) 火葬技術管理士2級

4 資格取得の条件

(1) 総括火葬技術管理士の要件

総括火葬技術管理士は、当協会の主催する通信教育(1級)の過程を修了し、資格を取得した者であって、総括火葬技術管理士の所定の講習会を修了し、試験に合格した者であることを要件とする。

(2) 1級の要件

次の表の学歴に応じて必要とされる経験年数を有する者で、協会が主催する通信教育の過程(1級)を修了した者であることを要件とする。

必 要 学 歴	必 要 経 験 年 数
① 2級コースの全課程を修了した者	実務経験0年
② 4年制大学卒(理工系卒)	実務経験0年
③ 4年制大学卒(理工系以外卒)	実務経験1年以上
④ 短期大学・高等専門学校(理工系卒)	実務経験3年以上
⑤ 短期大学・高等専門学校(理工系以外卒)	実務経験4年以上
⑥ 高等学校(理工系卒)	実務経験5年以上
⑦ 高等学校(理工系以外卒)	実務経験6年以上
⑧ その他	実務経験9年以上

【注】実務経験の範囲：火葬業務、電気・燃焼関係業務、遺体取扱業務、電気主任技術者・電気工事士、乙種・甲種危険物取扱責任者、建築物環境衛生管理技術者、廃棄物処理施設技術管理者等環境衛生関係資格保有者及び運営委員長が特に承認した者

(3) 2級の要件

受講を希望する者（学歴や実務経験を問わない。）であって、通信教育の過程（2級）を修了した者であることを要件とする。

5 火葬技術管理制度運営委員会

- (1) 協会に、火葬技術管理制度運営委員会(以下、「委員会」という。)を置く。
- (2) 委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- (3) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選で定める。
- (4) 委員会は、理事長が招集する。
- (5) 委員会は、過半数の委員の出席で開会し、出席委員の過半数で、議決する。
- (6) その他委員会の議事に関する事項は、委員会が定める。

6 委員会の議事

委員会は、次の議事を審議する。

- (1) 火葬技術管理士1級、2級及び総括火葬技術管理士の内容及びカリキュラムに關すること
- (2) それぞれの資格の講習内容、試験及び資格の認定に関すること
- (3) 各資格制度の更新講習に関すること
- (4) 資格証及び略章に関すること
- (5) 各資格の配置基準に関すること
- (6) その他これに關連する事項

附則

(施行期日) 令和5年2月14日施行

第 S0401001

認 定 証

総括火葬技術管理士

○○ ○○ 殿

生年月日 平成 年 月 日

墓地、埋葬等に関する法律12条に定める火葬場管理者を技術的に補佐する者の養成を行うために開催された総括火葬技術管理士講習会の所定の過程を修了し、適格者と認められたので、資格を認定します

令和 年 月 日

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

理事長 奥村 明雄

別記様式2 総括火葬技術管理士資格認定略章表

総括火葬技術管理士証 略章 第04040001号

氏名 ○○ ○○

生年月日 昭和 年 月 日

総括火葬技術管理士資格を
認定する

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会
理事長 奥村明雄

総括火葬技術管理士資格認定略章裏

資格証についての注意

1. この資格証は、総括火葬技術管理士名簿の登録者に交付します。
2. 他人への貸与・譲渡は出来ません。
3. 登録事項に変更等が生じた時は当協会事務局に届けて下さい。
4. 次の場合、理由書と再交付料（実費）により再発行します。
(極度の破損、紛失、氏名の変更等)

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6
TEL 044-270-0123 FAX 044-270-0766

総括火葬技術管理士講習会実施要綱

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会

1 講習会の形式

総括火葬技術管理士の講習会は、3日間の集合研修とする。

2 受講申し込み要領

総括火葬管理士講習会の受講申し込み要領は、別添の通りとする。

* 既に、本年度実施済みであるので、改めて審議しない。

3 受講資格

受講資格は、当協会の研修において、1級の資格を取得した者とする。

4 カリキュラム

講習会のカリキュラムは、以下に定めるものとする。

(1) 墓地埋葬法概説

墓地埋葬法の基本的考え方、関連法制、関連施策の解説を行う。

(2) 火葬場を取り巻く諸問題

最近の火葬場を取り巻く諸問題について解説を行う。

(3) 日本の火葬事情・火葬の在り方

日本の火葬習俗、海外との比較、これからの変化、火葬場での対処の在り方などについて説明する。

(4) 火葬場の環境保全対策

火葬場の環境問題及びその保全対策について概説する。

(5) 有害物質特論

火葬場で発生する有害物質の特性とその対策について概説する。

(6) 火葬場の設置概論

火葬場の設置基本構想、都市計画上の制約、墓地埋葬法上の制約、衛生上、利用上の配慮すべき事項について概説する。

(7) 火葬場の労働衛生管理

火葬場の労働衛生一般、火葬場の労働衛生管理(湿度、粉じんなど)について概説する。

(8) 火葬場の建築概論

火葬場の建築に関し、基本的な考え方、人手効率的な配慮、プライバシーへの配慮等について概説し、事例紹介を行う。

5 試験の実施

(1) 総括火葬技術管理士の講習会では、試験を行う。試験は、択一試験及びレポート試験とする。

(2) 試験において一定以上の成績を得た者は、運営委員会の審査を経て、試験の評価及び合否の判定を行い、これにより資格の認定を行うものとする。

6 試験の評価及び合否の判定

- (1) 合否の認定に当たっては、試験委員が原案を作成する。試験委員は、理事長が委嘱する。
- (2) 資格の認定は、運営委員会の議を経て行う。
- (3) 資格証は、理事長が交付する。
- (4) 認定を受けた者は、協会に別記様式1号の様式による、総括火葬技術管理士台帳に登録することにより、理事長により資格証の交付を受け、総括火葬技術管理士を称することができるものとする。

7 更新講習

- (1) 総括火葬技術管理士の資格を得た者は、技術の発展に即応するため、5年ごと協会が行う更新講習会に参加するものとする。更新講習会は、1日程度の期間とし、その実施要領は、別途作成し、公表する。
- (2) 更新にあたっては、総括火葬技術管理士の資格を得た者は、協会に更新講習会参加申請書を提出し、更新講習会を受講するものとする。
- (3) 更新講習を受講した者については、その旨を総括火葬技術管理士台帳に記載し、保存するものとする。

8 火葬技術管理士及び総括火葬管理技術士の台帳

協会は、火葬技術管理士及び総括火葬管理技術士の台帳を作成し、資格を得た者の管理にあたるものとする。

9 一般社団法人日本火葬技術管理士会

- (1) 上記の総括火葬技術管理士の資格を得た者は、一般社団法人火葬技術管理士会(以下、「管理士会」という。)に加入し、継続して、研鑽を積むことが望まれる。
- (2) 管理士会は、協会と連携し、総括火葬技術管理士、火葬技術管理士の継続的な研鑽の事業を実施し、火葬技術者 のレベルの向上に資するものとする。

附則

(施行期日) 令和5年2月14日施行